

返還免除（猶予）対象となる保険医療機関等
（令和4年度以降の新規貸与者）

返還債務を猶予・ 免除する勤務先 （川崎市内に限る）（※）	①健康保険法第63条第3項各号に規定する病院又は診療所 （保険医療機関等） ②下表に記載の社会福祉施設等
返還債務免除に要する看護 業務の従事期間	貸与期間に1年を加えた期間 （例）2年間貸与を受けた場合は、3年間の従事 3年間貸与を受けた場合は、4年間の従事

（※）助産所、川崎市の保健所及び保健所支所は対象外となります。

返還債務を猶予・免除する社会福祉施設等

児童福祉法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関
健康保険法第88条第1項の指定に係る同項に規定する訪問看護事業を行う事業所
介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業 （同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所
介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障 害福祉サービス事業及び施設障害福祉サービスを行う事業所
老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設
身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設
児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
生活保護法第38条第1項に規定する保護施設
その他市長が認める施設（健診専門施設、献血ルーム等）